



# SMILE



★今月も笑顔（スマイル）でスタート！

12月号 Vol.12

## 今月の SMILE

### 上海からの週末小旅行

今年も早いもので、もう12月ですね。年末になると“忙しい”という言葉が自然にでてきてしまいます。確かに、忘年会や年内までに片付けなければならないことが多く、1年の疲れもピークとなる頃だと思います。そんな中、弊社の社員の1人は、週末に一日を足して、上海から九州大分県湯布院に温泉に浸かりに行くとのこと。彼が立てたプランを聞いてみると、

1日目 土曜日 上海から福岡へ	中国国際航空 CA803 浦東空港 T2 8:50 発→福岡空港 11:30 到着 バス湯布院号乗車 福岡空港 12時47分発→湯布院駅前バスセンター14時26分着 湯布院宿泊 素泊まり
2日目 日曜 湯布院	湯布院宿泊 素泊まり
3日目 月曜日 福岡から上海に	バス湯布院号乗車 湯布院駅前バスセンター11:30 発→福岡空港 13:09 着 中国国際航空 CA916 福岡空港 15:40分発→浦東空港 T2 16:25 着

このプランでいくと、飛行機代、バス代及び素泊まりの宿代のみ、食事、温泉料金を含めない費用は、2人分で3,623元とのこと。

上海から湯布院までは、福岡空港経由で、空港から湯布院へは直通のバスが一時間に約一本出ているそうです。湯布院には、上は“玉の湯”のような有名高級旅館から、下は一泊6千円ほどで泊まれる宿もあり、また宿周辺にはレストランがたくさんあるので、素泊まりで泊まっても食事に困ることはなく、そして昼間は日帰り温泉入浴ができる宿がたくさんあるとのこと。例えば、下記の“湯布院温泉 山のホテル 夢想園”は、由布岳を一望に見ることのできる巨大露天風呂で有名ですが、10:00～15:00の間は大人700円で温泉を楽しむことができるそうです（“湯布院温泉 山のホテル 夢想園”：<http://www.musouen.co.jp/>）。食事についても、素泊まりの宿に泊まっても、例えば、レストラン“湯の岳庵”：<http://www.kamenoi-bessou.jp/yunotake.html> では、湯布院三大人気旅館の一つである“亀の井別荘”の敷地内にあり食事を楽しむことができるそうです（夜のコースは4000円から）。

いかがでしょうか、このプラン？ 多分、私は例年通り、慌しく過ごすことでしょうか。

今年最後のスマイルは、こんなのんきな記事で締めますが、皆様には、本年もスマイルにお付き合いいただき、誠に有難うございました。2016年も宜しく願い申し上げます。

では、今月も笑顔（スマイル）でスタートしましょう！



## 中国経済情報

### マクロ経済情報

#### 10月CPI、前年比+1.3%に鈍化 PPIは44カ月連続低下

国家統計局が11月10日に発表した10月の消費者物価指数(CPI)は、前年同月比1.3%上昇となり、9月の1.6%上昇から鈍化した。生産者物価指数(PPI)は、前年同月比5.9%低下と、44カ月連続で低下した。低下幅は、9月と同水準だった。コモディティー(商品)価格の下落や需要の伸び悩みを背景に、中国では、CPIの伸び鈍化、PPI低下というトレンドが続いている。CPIは前月比で0.3%低下した。9月は0.9%上昇だった。

#### <アナリスト、追加刺激策を予想>

アナリストらは、インフレ統計の弱さを踏まえて、一段の刺激策が打ち出される可能性が高まったことでは一致しているが、追加利下げなのか、財政出動なのか、もしくはその両方なのか、刺激策の手法については見解が分かれている。

#### 中国の貿易総額12%減、8カ月連続マイナス 10月

中国税関総署は11月8日、輸出と輸入を合わせた10月の貿易総額がドルベースで前年同月比12.1%減だったと発表した。輸出が6.9%減、輸入は18.8%減だった。貿易総額のマイナスは8カ月連続で、減少幅は9月の11.4%よりも拡大した。内外需ともに振るわない状況が続いており、中国経済の停滞感が一段と鮮明になってきた。中国を最大の貿易相手国とする日本の経済にも影響を与えそうだ。輸出の前年同月比の減少幅も9月より拡大した。前月比でも減少しており、8月に実施した人民元の切り下げも輸出を促進する効果としては表れていない。

1~10月累計の貿易総額は、前年同期比8.5%減となった。年間で6%増とする政府目標を大きく下回っており、目標達成はほぼ絶望的な状況だ。1~10月累計の貿易総額を国・地域別で見ると、日本は11.2%減と引き続き低調。欧州連合(EU)は8.3%減少した。経済が好調な米国は1.8%増とプラスを維持した。

## 法務情報

### 強制執行力付き公証について

強制執行力付き公証とは、公証機関が当事者の申請によって、異議のない債権文書に強制執行力を付与する特別な公証活動である。債務者が強制執行力付き債権文書に規定した返済義務を履行しない場合、債権者は元の公証機関に執行証書を申し立て、訴訟を経ずに、直接管轄権のある裁判所に強制執行を申し立てることができ、時間や費用を節約することができる。今月は、当該制度を紹介する。

公証機関から強制執行が与えられる債権文書には、以下の条件が備わっていなければならない。(1)債権文書の内容が、貨幣、物品または有価証券の約因であること、(2)債権債務関係が明確であり、債権者と債務者の双方に、当該約因に関する債権文書の内容について異議がないこと、(3)義務の不履行または不完全履行の場合、債務者が法に基づき強制執行を受けることについて同意する旨を債権文書に明記していること。全ての契約書類に強制執行力を付与できるわけではない。

現在、主に以下の契約書類には公証機関の強制執行力を付与することができる。(1)貸付契約、借用契約、資産担保のない賃貸借契約、(2)貨物引渡猶予の債権文書、(3)各種の借用証明書、(4)代金(品物)の返済協議、(5)扶養費、養育費、学費、賠償金(補償金)の支払を内容とする協議書、(6)強制執行力を与える条件を満たすその他の債権文書。公証費用には、債権総額の0.3%がかかるが、訴訟を提起する場合にかかる費用よりはるかに低いといえる。注意点は、売買契約は上記の債権文書の範囲に属していない点にある。

ただし、実務上、売主が商品を買主に納品後、買主が資金繰りや需要の激減等の理由で支払猶予を依頼してることが多い。売主がそれに同意し、双方が弁済協議を締結する場合、当該弁済協議に対し強制執行力付きの公証を行うことができる。約定の猶予期間内に買主がなお弁済できない場合、売主は訴訟を経ず、裁判所に強制執行を申し立てることができる。

本件にご関心のある方は、マイドまでご連絡を！

情報提供: 君澤君法律事務所

### 小型薄利企業の企業所得税優遇政策の拡大について

小型薄利企業の経済発展を推進し、雇用・創業を促進するために、財政部、国家税務総局は、9月に『小型薄利企業所得税優遇政策範囲の更なる拡大に関する通知』(財税「2015」99号)及び「小型薄利企業の企業所得税徴収半減の範囲の更なる拡大の関連問題に関する公告」(国家税務総局「2015」61号)を発表しました。新政策は企業所得税の半減徴収の対象となる小型薄利企業の範囲を更に拡大し、現行の年間課税所得額の上限の20万元から30万元に引き上げることを明らかにしたものです。

小型薄利企業とは、国家が指定する制限・禁止業種に該当しない、且つ下記表の要件を満たす企業です。

(企業所得税実施条例第 92 条規定)

業種	年間課税所得額	従業員人数	資産総額
生産型企业	30 万元以下	100 人以下	3,000 万元以下
その他の企業	30 万元以下	80 人以下	1,000 万元以下

企業所得税率は、一般企業:25%、小型薄利企業:20%です。

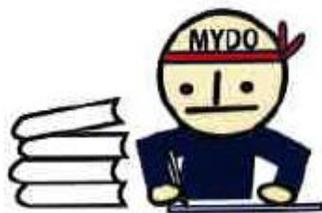
年間課税所得額30万元以下の小型薄利企業には、2015年10月1日から2017年12月31日までに、課税所得額を50%まで減額した上で20%の税率(一般企業の場合税率は25%)を適用する企業所得税を納税することができます。

具体的な内容は以下の通りです。

対象企業	優遇内容
年間課税所得額が 20 万元以下	課税所得額×50%×税率 20%
10 月 1 日以降に設立、且つ 2015 年間課税所得が 30 万元以下	課税所得額×50%×税率 20%
10 月 1 日以前に設立且つ 2015 年間課税所得が 20 万元超、30 万元以下	～10 月 1 日： 課税所得額×税率 20%
	10 月 1 日以降： 年間課税所得額×(2015 年 10 月 1 日以降の経営月数 ÷2015 年度の経営月数)×50%×税率 20%

規定の条件に合致している小型薄利企業は、自主的に半減徴税の優遇政策を享受して申告することができ、四半期予定納付、確定申告の際に納税申告書における「資産総額・従業員数・所属業種・国家制限及び禁止業種」等の欄に記入し届出手続きを行うこととしています。適用前の許可・備案は求められていません。

本施策は 2015 年 10 月 1 日より施行されていることから、年度末の申告時にはご留意下さい。



## 人事労務情報

### 2016年度 社会保険の展望

「社会保障制度」が、今密かに動いています。労災保険と生育保険については、全国版の通知ができました。さらに、上海市では2010年から実施されている[社会保険制度改革の過渡期期間]が、2015年末で終了します。

そこで今回は、労災保険と生育保険の全国通知による変更点と上海市の[社会保険制度改革の過渡期期間]後、どうなるのかについて纏めてみました。

社会保険種目:現状:全国版通知について	全国通知の概要	上海市の今後の対応、若しくは過渡期期間以後の留意点
労災保険:全額会社負担で[基数×0.5%(一律)]:全国通知が公布されている <a href="http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/ldbkshehuibaozhang/gongshang/201507/t20150729_216271.htm">http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/ldbkshehuibaozhang/gongshang/201507/t20150729_216271.htm</a>	[業界別]に保険料率を決定 上限:[2.85%](炭鉱など) 下限:[0.2%](保険、金融、IT など)	上海市当局への全国通知への対応についてヒアリングしたところ、「現段階では通知通りになるかを断言できない」とのこと
生育保険:上海市では、現状、全額会社負担で[基数×1.0%]:全国通知が公布されている <a href="http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/ldbkshehuibaozhang/yiliao/201507/t20150729_216282.htm">http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/ldbkshehuibaozhang/yiliao/201507/t20150729_216282.htm</a>	[基金の残高]に応じて各都市で加入比率を調整できる。9ヶ月分の生育保険支給額相当の残高があれば、保険料率を[0.5%]以内に調整することができる	上海市では2016年3月に[過渡期期間]が終了する。そのため終了後、外地農村戸籍者にも[生育保険]を加入させる可能性が有る。
失業保険:上海市の料率は、会社負担[基数×1.5%]、個人負担[基数×0.5%]:失業保険に関する全国通知は今のところなし	該当なし	上海市では2016年3月に[過渡期期間]が終了する。そのため終了後、外地農村戸籍者にも[失業保険]に加入させる可能性が有る。
医療保険:上海市の料率は、会社負担[基数×11%]、個人負担[基数×2%] ただし、外地農村戸籍者については、会社負担[基数×6%]、個人負担[基数×1%] :医療の改革に関する全国通知は今のところなし	該当なし	上海市では2016年3月に[過渡期期間]が終了する。そのため終了後、外地農村戸籍者に[医療保険]を正規加入させる可能性が有る。正規加入となった場合には、外地農村戸籍者の医療保険費用はアップする。

(情報提供:コゾノ式 良くなる人事・組織研究所)

※その他、詳細につきましては弊社 [info@shmydo.com](mailto:info@shmydo.com) にお問い合わせください。



### 自分たちの強みをしっかり認識することの重要性

今回は、企業が「自分たちの強み」をしっかり認識しておくことの重要性についてお話します。

スターバックス、と聞くとどんなイメージを皆さんお持ちでしょうか？

「心からくつろげる第3の場所を提供する」というのが創業者ハワード・シュルツ氏の起業時の理念でした。

そんなスターバックスに業績悪化という形で危機が訪れたのが2007年。当時、すでにCEOを退任していたハワード・シュルツ氏が2008年復帰し、業績不振の原因を発見していきます。不振の原因は「自分たちの強み」を忘れてしまったことにありました。それがわかるエピソードを2つご紹介します。

- 1) 当時の店舗では、大型の自動エスプレッソマシンを導入し、顧客の待ち時間を削減していました。つまり、エスプレッソ1杯の出来上がる時間を大幅に短縮することで、「効率化」したわけです。しかし、背の高いこの機械を入れたため、エスプレッソを入れる店員の姿が顧客から見えなくなりました。ハワード・シュルツ氏は「サービスの迅速性といった大きな問題は解決されたが、ロマンティックで劇場的な要素を失っていた」と語っています。
- 2) 既存店の売上を伸ばすために、ブラックファースト・サンドイッチを加えました。これは「朝食用に温かい食べ物がほしい」という利用客の要望に応えるためでした。しかし、その結果、コーヒーの香りがサンドイッチのチーズが焦げるにおいて打ち消されてしまい、店内に足を踏み入れた時にコーヒーの豊かな香りに包みこまれる「スターバックス体験」の提供が困難になり、従来のスタバファンの足が遠のいてしまったようです。

つまり、効率化や利益追求に走った場合、たとえそれが目の前の顧客ニーズにしっかり応えている施策であっても、「自分たちの強み」を失ってしまえば元も子もない、ということです。

皆さんの会社の「本当の強み」を再認識してみることは無駄ではないと思います。

(情報提供: 税理士法人コーポレート・アドバイザーズ)





ナニワのおっちゃん経営道！ 中国駐在について語る！

第11回：“現地化！”・・・「任せる」と「放任」は、大違い！

“現地化！”の重要課題は、「現地の拠点運営を、現地スタッフに如何に任せきるか?!」であり、海外展開企業の、本社にとっても、現地にとっても、“永遠のテーマ”といえるのではないのでしょうか。

私は、上海での経営支援活動の中で、「海外工場の“現地化”」という課題で、2度も同じような経験をしました。それは、「“現地化”というテーマにおける、日本・本社の“感違い！”」というケースです。5年程度の期間に、同じケースを二度も経験したということは、つまり、海外拠点の運営においては、ひょっとして、よくある“感違い！”なのかも知れませんか？この“感違い！”の具体的事例は、日本・本社が、現地に「任せる」と「任せっ放し」を、同じレベルで理解し、行動してしまうことです。

「任せる」は、「委ねる」という意味だが、「委ねる」といっても、現地での成果に関して、日本・本社から“経緯を知る権利”や“現地への責任追及義務”があって当然のこと。日本から遠く離れた海外という環境下で「任せる」のであるから、ある意味「全権委任」ということなのです。この場合、日本人の感覚としては、「任せた」以上は、日本・本社があまり“干渉しない！”とか“口は挟まない！”“ちょっかいは、出さない！”・・・ということになってしまいがちです。

しかし、重要なことは、現地に間違いなくいい成果を出してもらうことであり、その意味では、「任せる」からこそ、しっかりした「チェックシステムの構築」が望まれるのであるが、日本企業では「それでは、任せたことにならない！」とか、「現地に失礼に当たる・・・」なんて発想につながる傾向があるのではないだろうか？つまり、「現地が嫌がるだろう・・・」という本社側の余計な斟酌が働き、日常の成果の“チェック”や“確認”までも遠慮し、“任せっぱなし！”状態に陥ってしまい、現地の失敗に事前に気付かずに、大きな事故に至るのです。これはもう、任せる側の《責任放棄》といえます。《現地は、責任をもって現地運営をしつつ、本社への報告は適正に行い、本社は、任せつつも、現地のチェック・確認を怠らない》・・・これは、“当たり前のこと”であり、お互いに、自信と勇気をもって“当たり前”に、海外運営に当たってほしいものです。

お問い合わせは  
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)  
上海滿意多企業管理諮詢有限公司  
〒200030 上海市徐匯区虹橋路1号 港匯中心1座2807  
TEL: +86-21-6407-0228 FAX: +86-21-6407-0185  
E-mail: info@shmydo.com